

就労サポーター及びしごと相談カフェ事業業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「就労サポーター及びしごと相談カフェ事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 就労サポーター及びしごと相談カフェ事業業務
- (2) 業務内容 「就労サポーター及びしごと相談カフェ事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
ただし、1年間を期間とした最長2回までの契約更新を可能とする。

3. 予算額

見積額の上限は8,808,139円（消費税額及び地方消費税額を含まない）とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

令和6年2月22日（木） 16時00分	質問書の受付締切
令和6年2月27日（火）【予定】	質問書に対する回答
令和6年3月4日（月） 16時00分	参加申込書等の提出締切
令和6年3月13日（水） 17時00分	企画提案書等の提出締切
令和6年3月15日（金）	資格審査の決定通知
令和6年3月19日（火）	プレゼンテーション及び候補者選定の審議
令和6年3月26日（火）【予定】	審査結果通知の送付
令和6年4月1日（月）	契約締結

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 久留米市内の職業紹介事業所を運営していること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第7号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。質問書には、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和6年2月22日（木）16時00分まで（必着）

(3) 回答方法

令和6年2月27日（火）までに、電子メールで回答する。ただし、この時点までに辞退届を提出した者は除く。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号） 1部
- ウ 参加資格に係る申立書（様式第3号） 1部
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- オ 納税（滞納なし）証明書〔詳細は下記参照〕 1部
- カ 職業紹介事業許可証の写し 1部
- キ 委任状（様式第4号） 1部〔支店等に参加手続きなどの委任を行う場合〕

※エ、オは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

② 企画提案書等の提出書類

- ア 価格提案書（様式第5号） 1部
- イ 企画提案書（様式第6号） 7部（正本1部、副本6部）

具体的な提案内容を記載した任意の様式、「業務遂行体制（様式第6号の別紙1）」及び「業務実績調書（様式第6号の別紙2）」を添付すること。

※「9. 企画提案書作成方法」を参照

※8(1)①オ関連

[納税等証明書]

表の申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
県 外	県 内	市 内・ 港内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得 税、消費税及び 地方消費税	所轄 税務署	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証明	福岡県税に 未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証明	久留米市税及び国 民健康保険料に滞 納がない証明
—	—	△	久留米市国 民健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込書等の提出期限

令和6年3月 4日(月) 16時00分まで(必着)

② 企画提案書等の提出期限

令和6年3月13日(水) 17時00分まで(必着)

(3) 提出方法

電話にて「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡の上、持参又は郵送にて提出すること。
なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

以下の内容を満たさない企画提案書は、候補者の選考に際し減点の対象とする。

(1) 様式等の形式

- ① 表紙 「就労サポーター及びしごと相談カフェ事業業務企画提案書」と記載する。
- ② 様式 A4版縦型・長辺綴じ
- ③ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
- ④ 提出部数 7部(正1部、副6部) ※副6部は企画提案者名を除いて提出すること。
- ⑤ 制限枚数 表紙・様式第6号・様式第6号の別紙1及び別紙2を除き、**6ページ以内**とする。

(2) 構成とポイント

- ① 企画提案書は、下表に示す構成とし、各項目には下表に示す項目番号を付すこと。
- ② 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ③ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲

に収めること。

- ④ 企画提案書については、ページ番号を付すこと。
- ⑤ 企画提案書中には企画提案者名が判別できる記載を行わないこと。

項目番号	構成	提案のポイント
1	事業目的・実施スケジュール	本事業の目的、実施内容、スケジュール等を記載。
2	事業の効果を高めるための取り組み	各事業の周知・集客のための広報活動を記載。なお、有料広告等を活用する場合は、媒体ごとに要する費用の額（税抜き）を記載すること。 また、本事業の目標達成に向け、 <u>効果を高める取り組み案を1つ以上、具体的に記載すること。</u>
		本事業を効果的に実施するため、関係機関とどのように連携するのかについて記載。
3	事業の実施体制	体制図（指揮命令系統やバックアップ体制）など、交通機関運休時の事業継続計画
以上「企画提案書」は、任意の様式に記載		
	業務遂行体制	「様式第6号の別紙1」に記載
	責任者の経験等	
	相談員の資質	就労サポーター及び相談業務従事者については、従事予定者の特長・強みを生かし、どういった着眼点で事業目的を達成するのか、それぞれ200文字以内で具体的に記載すること。あわせて、 <u>履歴書及び経験・所持資格がわかる書類を添付すること。</u> なお、これは「9.(1)⑤企画提案書の制限枚数」には含まない。
	業務実績	「様式第6号の別紙2」に記載

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。
なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

- (1) プレゼンテーション実施日
令和6年3月19日（火）
- (2) 実施場所・時間
企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (3) 提案時間 15分
- (4) 質疑応答 10分

- (5) 参加人数 2人以内
- (6) 留意事項
- ① 企画提案書等を用いた説明とし、パソコンの使用は認めないものとする。
 - ② プレゼンテーションにおいて、企画提案者名がわかる説明は行わないこと。
- (7) 評価項目及び配点

評価項目		評価内容	配点
企画提案	1. 事業目的の実効性・実現性	事業目的を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか。	5点
	2. 事業の効果を高めるための取り組み	広報活動・追加提案等の内容が事業の効果を高めるものとなっているか。	15点
		事業の効果を高めるため、関係機関との連携が十分にとれる体制となっているか。	10点
	3. 事業の実施体制	事業全体の実施体制、災害時・緊急時の対応等は十分か。	40点
		責任者の就業支援分野における経験等は十分か。	
		就労サポーターの経験・資質が目的を達成できるものであるか。	
		しごと相談カフェ相談業務従事者の経験・資質が目的を達成できるものであるか。	
業務実績 (同種・類似業務等の実績)	就労相談窓口の運営等類似事業の十分な実績はあるか。	10点	
	求職者向けセミナー事業の十分な実績があるか。	10点	
価格提案	配点×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)	10点	

1.1. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点（評価点の合計）が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、総合点が6割を上回る者がいない場合は、候補者を選定せず、本プロポーザルの手続きを中止することがある。
- (2) 総合点と同じ場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

1.2. 審査結果

- (1) 通知方法 審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年3月26日（火）【予定】

1.3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

- ③ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 価格提案書の金額が、「3. 予算額」を超過した場合

1 4. 情報公開及び提供

本市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和6年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 6. 委託契約に関する事項

(1) 業務委託の仕様

本業務委託の仕様については、「就労サポーター及びしごと相談カフェ事業業務委託仕様書」及び

受託候補者の提案書等に記載された内容を尊重し、久留米市によって決定する。また、仕様決定の際には、久留米市と受託候補者で調整を行う。

(2) 見積徴取

審査委員会で選定した受託候補者に対し、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方と特定し、上記仕様において見積を徴取する。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、久留米市契約事務規則によるものとする。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市商工観光労働部労政課（担当：牛嶋）

電話 0942-30-9046 FAX 0942-30-9707

電子メールアドレス rousei@city.kurume.lg.jp